

事務連絡
令和3年5月10日

関係者 各位

港湾局長

まん延防止等重点措置実施期間の延長に伴う港湾局の対応について（通知）

令和3年4月16日に神奈川県から発出された「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針（以下「県実施方針」という。）に伴い、本市でも、「まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針（以下「市運営方針」という。）を決定しました。このことについて、令和3年4月19日付けで港湾局市民利用施設の営業時間の一部変更をお知らせしたところです。

今般、令和3年5月7日付けで政府による神奈川県を実施区域とするまん延防止等重点措置の実施期間が令和3年5月31日まで延長されたことにより、県実施方針及び市運営方針も延長することとなりました。これに伴い、港湾局市民利用施設においても営業時間の一部変更期間を令和3年5月31日まで延長いたします。

（飲食施設であるバーベキュー場につきましては、令和3年4月26日付け報道発表「市営バーベキュー広場等の利用を中止します」のとおり、当面の間利用を中止しています。）

市民及び事業者の皆様におかれましては、引き続き御不便をおかけいたしますが御理解と御協力くださいますようお願いいたします。

なお、現在行っている港湾局窓口業務については、別紙2のとおり、感染防止対策を講じた上で継続いたします。

- 1 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（別紙1のとおり）
- 2 港湾局窓口業務の執行体制について（別紙2のとおり）

各施設の使用制限等の詳細は、別紙の各所管課あてお問い合わせください。

（なお、施設の新たな再開に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、本市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。）

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症総合ページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

（港湾振興部庶務課担当）

電話 044-200-3048

FAX 044-200-3981